

教育委員会会議録

開会の日時	平成30年3月20日 午後7時00分
閉会の日時	平成30年3月20日 午後7時50分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所2階 第1・第2会議室
出席者の氏名	教育長 北村 陽 教育長職務代理者 松田 丈輔 教育委員 田口 昇・山田 やす子・中西 康裕、鍋島 健二
会議録に署名する委員氏名	中西 康裕・鍋島 健二
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 坂本 進 学校教育部長 橘 泰平 教育総務課長 濱口 昌大 学校統合推進室長 倉世古 和人 学校教育課長 植村 法文 社会教育課長 岩村 敏彦 スポーツ課長 沖塚 孝久 文化振興課長 黒瀬 好子 教育研究所長 濱口 憲子 学校教育課副参事 藤原 成枝 学校教育課副参事 籠谷 芳行 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係長 前村 忍
会議に付した事件	議案第10号 平成30年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について 議案第11号 伊勢市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について 議案第12号 伊勢市文化財保護審議会委員の委嘱について 議案第13号 第3次伊勢市子ども読書活動推進計画について 議案第14号 伊勢市教育委員会傍聴規則の一部改正について 議案第15号 伊勢市教育委員会事務委任規則の一部改正について 議案第16号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について て 議案第17号 語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部改正について 議案第18号 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

会議の要旨	別添のとおり
-------	--------

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 中西委員、鍋島委員を指名

会議に付する案件

議案第 10 号 平成 30 年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について

議案第 11 号 伊勢市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

議案第 12 号 伊勢市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第 13 号 第 3 次伊勢市子ども読書活動推進計画について

議案第 14 号 伊勢市教育委員会傍聴規則の一部改正について

議案第 15 号 伊勢市教育委員会事務委任規則の一部改正について

議案第 16 号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について

議案第 17 号 語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部改正について

議案第 18 号 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

教育長報告

議事に入ります前に、私から報告をさせていただきます。

前回の教育委員会から現時点までの報告をします。

児童生徒に関わる大きな交通事故はありませんでした。しかし交通事故も相変わらず発生しております。不審者情報も来ております。

2月18日にスポーツ課が担当しておりました、美し国三重市町対抗駅伝が実施されまして、伊勢市は第三位に入りました。小学生から大人まで、たすきをつないだ結果の好成績だったと思います。

26日には、やさしいまち伊勢市の表彰式がありました。今年もすばらしい小中学生の作品が発表されました。

また、この時期は、卒業式でもあります。皆様にもご足労をおかけいたしました。小中学校とも無事、卒業式を終了いたしました。

また、来週の月曜日からは、全国都道府県対抗中学生ソフトテニス大会が予定されています。古市の市営コートと県営体育館、サンアリーナで開催されます。

スポーツ課におきましては、連続で大きな大会を担当することになりますが、この大会も29回を迎え、伊勢市で開催される伝統ある全国大会となり、定着していると思っております。伊勢市の中学校の先生方にも協力をしていただき伊勢市をあげて全国から中学生とその保護者等を迎える大切な大会となっております。

委員の皆様も機会があれば一度ご覧いただきたいと思っております。

教職員の人事異動関係では、一般教職員の内示と校長・教頭の異動内示を行いました。新聞発表が正式な発表ということになりますが、来年度は伊勢市から11人が校長に昇任、10人が教頭に昇任するということになりました。

校長、教頭の退職者数など、年度により異なりますが、今後とも伊勢市からの校長・教頭の昇任について、県教育委員会に対し積極的に働きかけていきたいと考えております。

3月議会につきましては、現在開催中でありますけれども、教育総務課から説明があると思しますので、私からの報告は以上とさせていただきます。

教育長

それでは、議事に入ります。

「議案第10号 平成30年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

1ページをご覧ください。

これは、平成30年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について、教育委員会の承認を得ようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

「平成30年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針（案）」についてご説明いたします。

今回の教育方針案は、第2期伊勢市教育振興基本計画の内容に沿って、作成しており、関係事業名や取組に来年度の内容を組み入れながら、より具体的に表記しています。

1枚めくっていただいて、はじめにめざすものを教育振興基本計画の基本理念を元に説明しています。伊勢市の教育大綱の基本理念を掲げ、目指す子ども像と学校像を、「心豊かでたくましい子ども」「子どもが輝き学びあう学校」としています。

さらにめくっていただいて、その目指す子どもと学校像を達成するために、6つの基本方針を挙げております。

この基本方針は、第2期伊勢市教育振興基本計画から社会教育と文化・スポーツの部分を除いた幼稚園と学校教育に関わる基本施策1から6と同じ項目を挙げております。

3ページをご高覧ください。基本方針は、それぞれ基本計画と同じ項目立てになっており、それぞれの項目は、「現状と課題」「主な取り組み」そして、5

ページの「数値目標」から構成されております。

現状と課題は、基本計画と同じものです。主な取り組みは、事業名等もいれ、5年間使用する基本計画より、より具体的な内容となっております。

「平成 29 年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針」からの主な変更にとしましては、基本方針 1 から 6 全体に関わりまして、数値目標の欄に平成 30 年度の数値目標を新たに追加しました。伊勢市教育振興基本計画に示されている「平成 33 年度の数値目標」の達成に向け、平成 29 年度の状況を踏まえて平成 30 年度に達成すべき数値目標を具体的に示しております。但し、29 年度の実績が既に 33 年度の数値目標を達成しているものについては、30 年度の目標が、33 年度の目標より高く設定されております。

基本方針 1 「確かな学力と社会参画力の育成」についてでございます。5 ページをお開きください。「エンジョイイングリッシュ」については、平成 29 年度から小中学校対象に事業を行ってききましたが、平成 30 年度はそれに加えて、幼稚園や保育園、こども園に A L T を派遣し、異なる文化にふれる活動に親しむことを通して、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにします。

8 ページ主な取組「教育用コンピュータ等の整備」の主な事業等「次世代 I C T 教育推進事業」について、平成 30 年度新規事業のため、新たに追加しました。児童生徒の情報活用能力の育成を図るため、小中学校へのタブレットパソコンの導入や、校務情報の適切な保存を図るためセンターサーバーの導入を行います。

続きまして、9 ページをご覧ください。主な取組「幼稚園等・小・中の連携を含む実践研究等の推進」の主な事業「幼児教育の実践的な研究の推進」について、平成 29 年度は公立幼稚園教育研究会を開催していましたが、平成 30 年度は研究会という形式ではなく、公立幼稚園が連携して公開保育等を行いながら、実践的な研究を進めていきます。

基本方針 2 「豊かな心の育成」について、12 ページをご覧ください。主な取組「考え、議論する活動を通じた道徳性の育成」の主な事業等「道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実」について、「特別の教科道徳」について、小学校の平成 30 年度からの実施、中学校の 31 年度からの実施に合わせて内容を変えています。

続きまして、16 ページをご覧ください。主な取組「子どもの読書活動の推進」の主な事業等「読書大好キッズプロジェクト」について、平成 29 年度は伊勢市内の小学校低学年に推薦図書 150 冊の表紙シールと内容紹介等を掲載した冊子を作成・配付し、掲載図書を整備しましたが、平成 30 年度は小学校高学年に「読書ツアー（高学年版）」を配付し、「読書ツアー（低学年版）」を新 1 年生に配付します。また、各校において、掲載図書の読み聞かせやブックトーク、掲載図書を整備した「読書ツアーコーナー」の有効活用などを通して、読書意欲の向上を図る取組を行います。

続きまして、基本方針 3 「健やかに生きていくための身体の育成」について、

17 ページをご覧ください。主な取組「食に関する指導の推進」の主な事業等「第3次伊勢市食育推進計画に基づいた食育の推進」についてでございます。

平成30年度からは第3次計画となっていますので、計画に合わせて取組を行っていきます。

続きまして、基本方針4「特別支援教育の推進」について、21 ページをご覧ください。主な取組「特別支援教育の推進」の主な事業等「学習支援員等の配置」についてでございます。

これまでも、特別支援学級や通常学級で特別な支援を要する児童生徒の学習活動の支援・補助を行うため学習支援員を配置してきましたが、平成30年度はそれに加えて、医療的ケアが必要な児童生徒への対応として、看護師の派遣等を行います。

続きまして、基本方針5「安全で安心な教育環境づくり」について、25 ページをご覧ください。主な取組「安心して意欲的に学ぶことができる学校・学級づくり」の主な事業等「平成30年度『人権感覚あふれる魅力ある学校づくり』不登校・いじめ未然防止推進事業」について、子どもにとって魅力ある学校づくりを推進するために、不登校やいじめ等の未然防止につながる効果的な取組のあり方について、平成29年度は倉田山中学校区をモデル校として1中学校3小学校で調査研究を実施してきましたが、平成30年度は人権教育と連携を図りながら伊勢市全域で調査研究を行います。

最後に28 ページからの基本方針6「信頼される学校づくり」でございます。信頼される学校づくりのために、地域との連携、教職員の資質向上、働きやすい環境づくり、小中学校の適正規模適正配置等に取り組みます。

つづきまして、34 ページA版の折り込みは、教育方針体系表で、「施策」、「主な取組」、「主な事業等」となっており、学校教育の充実のために、どのように事業や取組みが関連しているかがわかるようにしました。

次のカラー刷りのものは、ポスターの図案ですが、例年、各学校の校長室、職員室等に掲示され、活用されております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りますようお願いいたします。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

A委員

8 ページの次世代ICT教育推進事業の件で、今回は、伊勢市小中学校教育用コンピュータ調査委員会とありますが、前年度は審査委員会だったかと思いますが、それは何か組織が変わったりするのでしょうか。

教育研究所長

仰せのとおりでございまして、昨年度までは、審査委員会という名前になっておりました。これにつきましては、市の附属機関条例に基づいて、附属機関に位置づけなければならないとなりました。

内容につきましては、それほど変わらないのですが、審査というのでは無く、より良いコンピュータを選択するための調査を主に行うということで調査委員会という名称に変更して、議会でも通していただきました。

A委員

はい。ありがとうございます。

教育長

ほか、いかがでしょうか。

B委員

学校保健委員会ですか、この項目で以前にも質問させていただいたことがあろうかと思いますが、今回の資料の18ページ、19ページそして資料の5というところにその記載があるのですが、学校と学校三師、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の三師と連携して学校保健委員会を開催するということで27年度の実績で小学校62.5パーセント、中学校で75パーセントという数字なのですが、実際に歯科医師会の会員の先生に聞いてみますとやっている所、やっていない所がはっきりと分かれていまして、やっている所は毎年定期的にされて、やっていないところは一回もやったことが無いという状況であります。

その差が、どうして出てくるのかというところが、もし分かりましたら教えていただきたいです。

学校教育課副参事

学校保健委員会の中に、この三師の連携といった中で、三師の先生は必ず委員に出ているわけではなくて、例えば校医さんだけであるとか、歯科医さんだけとか、一人でも入っていただいておりますと、数値の中には載せさせていただいております。やっている所とやっていない所の差につきましては、なかなかお忙しい先生方に、実際にはお声を掛けさせていただけていないというところが実際にあり、そこに差があると思います。

B委員

我々に気を遣っていただいて、ということなんだと思いますが、やはり専門職とする我々の意見等を学校保健の中に取り入れるということは非常に重要なことだと思いますし、実際にやられている方は、学校医、学校歯科医、学校薬剤師さんは、ご自分の時間を使われると思いますので、遠慮でということはどうなのかなという気もします。今回資料でいただいた、この大湊小学校ですか、

これは、歯科に関することを丁度されていたみたいで、2月8日に学校保健委員会をして、学校医の先生と薬剤師の先生がご出席していただいたということで、たぶん医科の先生は、当日みえなかったという事だと思うのですが、学校全体の未処置歯、う蝕をそのまま置いている数の割合と伊勢市の割合のグラフを作って、しかも学校との対比を父兄に見せるということで非常に熱心にやられている所は、非常に私としても素晴らしいと思うのですが、かと思えば全然されていない所もあるというのは、ちょっとこれは、どうかなと思います。今言われた我々歯科医師や医師が学校の方が遠慮していただけないという事があるかも知れませんが、もし万が一にも学校歯科医、学校医師が、忙しいから行けないということになると、会として今度は問題があるかと思しますので、そういった事が理由でこの数字が100%に近くなってこないのであれば、私は、学校歯科医師会、学校薬剤師会、医師会の方からこの場に来させていただいていると思いますので、逆に言うとあなたはこの会で何をしているのかということにもなりかねませんので、もし学校医側、学校歯科医側に問題があるのであれば、前任の畠中先生もよく存知あげていますので、会のほうでこれは必ず出ていただかないといけないということも言わせてもらおうと思います。是非とも協力をしたいと思いますので、平成30年度目標数値、小学校で95.7パーセントになっていますが、小学校も中学校も100パーセント、30年度にいけるような意気込みでやっていきたいと思っています。三師に方もそうふうな協力はして行きたいと思っていますので、是非ともそこところはよろしく願いしたいと思っています。

学校教育課長

ありがとうございます。私どもの憶測もあり、今のような話になっておりますので、校長会等を通じてきちんと校長の方には、話しをさせていただき、積極的に三師の皆様のところへお願いにあがって、積極的に進めていくようにしていきたいと思っていますのでよろしく願いいたします。

B委員

よろしく願いします。

教育長

ほか、いかがでしょうか。

C委員

先ほど、ご説明があったところで、少し分からないのですが、例えば7ページ、30年度と33年度の数値目標が載っているところで、職場体験学習が進路や将来についてというところが、29年度の実績から30年度は92パーセント、その下の成果指標小学校においてのところ、83パーセントで、平成33年度よりも数値が下がるということが、今ひとつ分からないので説明をお願いできます

か。

学校教育課副参事

本日、資料として配付させていただいております成果目標の進捗状況の管理の中を見ていただくと分かり易いかと思います。その中に29年度の実績、例えば先ほどいただきました職場体験等につきましては、29年度の実績が91.7パーセントで、すでに33年度の目標を達成してしまっています。より高いところを目指していくということで、30年度の目標は、33年度の目標より高いところを設定させていただいています。

C委員

33年度の目標は、これからの計画ですっていくんですよね。30年度の目標を超えてしまっているのに、33年度がそれよりも低い数値目標というのがよく分からないですけれども、それでいいのですか。

学校教育課副参事

33年度の数値目標は、伊勢市教育振興基本計画の5年間という計画の中で設定をしているものですから、これはこのまま、最終33年度まで伸ばせるところまで数値を伸ばしていきたいという形で年度、年度の中で設定させていただいています。

学校教育部長

委員仰せのとおり、非常に違和感のあるものになっていて、申し訳ございません。実は私も同じように思っております、先ほど副参事が言いました教育振興基本計画が第2次で決まっております。これは教育の中で最高位の計画として27年度の実績値をもとに33年度を目指した数字として固定した形の目標、計画書を作らせていただきました。

その中で、毎年、毎年この教育方針を作らせていただいています。通年ですと、昨年度までですと27年度と33年度しか載っていなかったのですが、今年度進める中で、毎年、毎年進捗していく中であれば、直近の30年度の数値を入れたほうが、よりいっそう具体案として分かり易い、つまりこれを四分割した一年毎のものを具体的にということで作らせていただいたところでございます。そうした時に、30年度の数値目標を表しますと、先に達成をしてしまっている項目がございます。その項目については、非常に不整合が出てくるのですが、それに向けて教育振興基本計画で27年度に設定をしました33年度の数値目標を変えるかといいますと、なかなかそこは変えられないものがあるという枠に縛られた状態で、今このような不整合が出てきておる状況でございます。

ただ、中での施策としましては、枠の中ではすでにその目標はクリアしておりますので、29年度においては30年度に向けてその目標はクリアしている中でもう一段上を目指していこう、より具体的なものを含めてそういった形の表記

をさせていただいているので、今一度その部分は誤解も招くようなところもございますので、周知する場合には工夫も考えながら、進めていきたと考えてまいります。以上でございます。

C委員

ありがとうございました。今、分かりました。皆さんの努力によって数値目標はるか前に達成してしまったということですね。ただ、これを見るとやはり非常に違和感がありましたので質問をさせていただきました。

ありがとうございました。

教育長

ほか、いかがでしょうか。

D委員

23 ページの数値目標の説明で、いじめはどんな理由があってもいけないことだと思ふという質問に対して肯定的な回答したという割合ですが、この質問の参考に否定的というか、どういう質問になっていたのかをお伺いしたいのですが。

学校教育課副参事

選択制です。四択になっておりまして、「そう思う」「概ねそう思う」「思わない」など段階的に4つになっておりまして、その肯定的な回答を取った数値をあげています。

D委員

実際に「そう思わない」という児童生徒がいるのが実態ということですか。

学校教育課副参事

「思わない」の次に「あまり思わない」との選択肢があり、そのどちらかの回答が実際にはあるということになります。

D委員

参考にその「思わない」「あまり思わない」について、なぜそう考えるのかとか追加質問はないのですか。

学校教育課副参事

一問一答式です。たくさんある質問肢の中のひとつです。それに係わってというものはありません。

D委員

いじめがどんな理由があってもいけないと思わないという実態があるということが、不思議というか不安要素で、その要素が一体何だったのかというのがこのアンケートの中でみえるのかと思いましたので、質問をさせていただきました。ありがとうございます。

教育長

ほか、いかがでしょうか。

教育長

よろしいでしょうか。

委員

はい。

教育長

それでは、ご意見、ご質問がなければ、採決を採ります。

議案第 10 号「平成 30 年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第 10 号「平成 30 年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

続きまして「議案第 11 号 伊勢市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

2 ページをご覧ください。

これは、伊勢市いじめ防止対策推進法施行条例第 11 条の規定に基づき、委員の委嘱をしようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課長

伊勢市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

これは、平成 30 年 3 月 24 日をもちまして、伊勢市いじめ問題対策委員会委員の任期が満了となるため、伊勢市いじめ防止対策推進法施行条例第 11 条及び 12 条の規定に基づき、いじめ問題対策委員会委員を、お手元の議案のとおり委嘱しようとするものでございます。

今回委嘱しようとする方々は、教育の専門家として、不登校についてご専門である NPO 法人フリースクール三重シューレ代表の石山佳秀様。法律の専門家として弁護士の北岡雅之様。心理の専門家として臨床心理士の前川知奈美様。教育及び心理の専門家として、教育心理学のご専門である皇學館大学教育学部教授渡邊賢二様です。

なお、石山様、北岡様、渡邊様の 3 名につきましては、これまでに引き続きの方々でございます。

臨床心理士の前川様につきましては、新たに三重県臨床心理士会のご推薦をいただいた方でございます。

本日、教育委員会でご承認をいただきましたならば、平成 30 年 3 月 25 日をもって委嘱をさせていただく予定でございます。

任期は 2 年で、平成 32 年 3 月 24 日までとなっております。以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしました。ご意見ご質問がございましたらお願いします。

教育長

ご意見、ご質問がなければ、採決を採ります。

議案第 11 号「伊勢市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第 11 号「伊勢市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

続きまして「議案第 12 号 伊勢市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

4 ページをご覧ください。

これは、伊勢市文化財保護条例第 44 条第 3 項の規定に基づき、委員の委嘱をしようとするものでございます。

なお、詳細につきましては文化振興課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

文化振興課長

伊勢市文化財保護審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

これは、平成 30 年 3 月 31 日をもって、伊勢市文化財保護審議会委員の任期が満了となるため、伊勢市文化財保護条例第 44 条第 3 項の規定に基づき、お手元の議案のとおり委嘱しようとするものでございます。

なお、今回、委嘱しようとする方々は、各専門分野別に学識経験のある者を文化振興課からお願いしたところでございます。

本日、教育委員会でご承認いただきましたならば、平成 30 年 4 月 1 日をもって委嘱をさせていただく予定でございます。

任期は 2 年で、平成 32 年 3 月 31 日までとなっております。以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

教育長

ただ今、文化振興課から説明をいたしました。ご意見ご質問がございましたらお願いいたします。

教育長

よろしいでしょうか。

教育長

はい。

教育長

ご意見、ご質問がなければ、採決を採ります。

議案第 12 号「伊勢市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第 12 号「伊勢市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

続きまして「議案第 13 号 第 3 次伊勢市子ども読書活動推進計画について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

6 ページをご覧ください。

これは、第3次伊勢市子ども読書活動推進計画について、教育委員会の承認を得ようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

社会教育課長

第3次伊勢市子ども読書活動推進計画につきまして、3月上旬に教育委員会委員の皆様にはパブリックコメントの結果及び本文の内容修正をしない旨などをご報告申し上げ、昨日、3月19日に開催された市議会教育民生委員協議会へ協議し、所要の手続きが終了したことから、このたび、教育委員会に提案させていただくものです。

計画の内容につきましては、お時間がございましたら、お手元でございます「第3次伊勢市子ども読書活動推進計画」をご高覧いただければと思います。

今後の予定でございますが、ご承認いただいたならば、平成30年度から平成34年度までの5か年、本計画に基づき、子ども読書活動を推進してまいりたいと思います。

なお、この計画については、伊勢市ホームページにて公開するとともに、来年度早々に概要版パンフレットを作成し、委員の皆様をはじめ関係各所、市内小中学校を通じ各家庭に配布させていただくなど、広く市民の方々への周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、第3次伊勢市子ども読書活動推進計画についてご提案させていただきました。

何卒、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

ただ今、社会教育課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見、ご質問なければ、採決を採ります。

議案第13号「第3次伊勢市子ども読書活動推進計画について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

D委員

5 ページに読書ツアーというのがありますが、読書ツアーで照会されている本は、各図書館に設置されているのでしょうか。

学校教育課副参事

読書ツアーの実施にあわせ、各学校図書館には、こどもの数に応じ複数冊の掲載図書を設置しています。

また、2つの公立図書館においても、本を設置していただいています。

D委員

あと、これらの図書の選択の基準は、何かございますか。

学校教育課副参事

広く様々な分野から扱うということがひとつです。それから、委託している業者から図書館司書の免許を持つスタッフから推薦をうけたものを、学校教育課の担当者で見させていただき、また読書活動推進会議からもご意見を頂戴した上で、掲載図書を決めさせていただいています。

D委員

結構な冊数ですので、選択するのも大変ですね。

教育長

よろしいでしょうか。

D委員

はい。

教育長

ほか、いかがでしょうか。

D委員

13 ページの③に「朝読」という記載がありますが、これはどのようなものですか。内容をお伺いできますか。

学校教育課副参事

学級におきまして、授業の始まる前の朝の時間を使って行っている読書活動です。

D委員

時間的には「朝読」の時間は少なく、その本は各自の持ち込みですか。また、全生徒が対象で取り組んでいるということによろしいですか。

学校教育課副参事

学校によって取組の方法は様々です。朝学習と兼ね合わせて、週に何回かの

ところがあれば、学年単位でやっているところもありそれぞれですが、複数の学校で実施しています。

D委員

頻度的にはどれくらいのものでしょうか。総合計画案に書かれている目標に応じた月1冊以上なら、毎週やっていたら、必ず月に1冊は本を読んでいるのではないかと思うのですが。

社会教育課長

頻度的なことと言いますと、小学校では20校で実施しており、毎日実施している学校は8校、週に数回実施している学校は10校、週に1回実施している学校は1校、その他が1校となっております。

また、中学校では9校実施しており、毎日している学校は8校、月に数回実施している学校は1校となっております。

D委員

そうするとやはり、月に1冊は読んでいると思われるのですが、その目標の設定との兼ね合いはあまりないのですか。

社会教育課長

おっしゃるとおり、これですとそういう風なことになってしまうのですが、目標数値におきましては、あくまでもこちらから中学生にアンケートを取った結果を表している格好でございます。若干食い違いがあろうかもしれませんが、ご了解の方お願いいたします。

D委員

わかりました。

最後にもうひとつ、以前はあったように思うのですが、現在、小学校の低学年の授業の中で図書館を利用する、本に触れる授業はやっておられるのでしょうか。

学校教育課副参事

低学年、特に1年生におきましては、週当たりの授業数も多いですので、学校での読書の時間は設定していません。

教育長

よろしいでしょうか。

D委員

はい。結構です。

教育長

ほかの委員さん、よろしいでしょうか。

B委員

質問ではないのですが、昨日「わくどきテレビ」の放送を見ました。読書ツアーとエンジョイイングリッシュのことをおっしゃっていましたが、伊勢市の非常に進んだ教育行政のPRになったと思います。素晴らしいなあと感じましたので、ひとこと申し上げさせていただきました。

教育長

ありがとうございます。

教育長

ほか、いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。

委員

はい。

教育長

それでは、ほかにご意見、ご質問がなければ、採決を採ります。

議案第13号「第3次伊勢市子ども読書活動推進計画について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第13号「第3次伊勢市子ども読書活動推進計画について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

続きまして「議案第14号 伊勢市教育委員会傍聴規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

7ページをご覧ください。

これは、教育委員会の傍聴に関し、所要の規定の整備を行うため、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

それでは、伊勢市教育委員会傍聴規則の一部改正についてご説明を申し上げます。

9 ページ新旧対照表をご覧ください。伊勢市教育委員会においても、平成 27 年 4 月から適用されております地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、平成 28 年度から、教育長が教育委員会の主宰者となる新教育委員会制度に移行したところですが、移行に係る例規整備の際、一部改正ができていない規則がございましたので、このたび改正させていただくものです。

改正の際には、十分注意をしていたところでございますが、第 8 条第 2 項行為の制限の部分で、改正されていない部分がございましたので、お詫び申し上げますとともに、委員長となっているものを教育長に改めたく、ご提案させていただくものです。

以上、伊勢市教育委員会傍聴規則の一部改正についてご提案させていただきました。

何卒、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

ただ今、教育総務課から説明をいたしました。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

教育長

よろしいでしょうか。

委員

はい。

教育長

ご意見、ご質問なければ、採決を採ります。

議案第 14 号「伊勢市教育委員会傍聴規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第 14 号「伊勢市教育委員会傍聴規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

続きまして「議案第 15 号 伊勢市教育委員会事務委任規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

10 ページをご覧ください。

これは、教育委員会において審議願う附属機関の委員の委嘱・任命に関し、所要の規定の整備を行うため、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

それでは、伊勢市教育委員会事務委任規則の一部改正についてご説明を申し上げます。

12 ページ新旧対照表をご覧ください。本改正につきましては、昨年 3 月の教育委員会において、附属機関条例の施行により、教育委員会所管の所管する附属機関のうち、法律で定められている委員と、施設の有効活用と使用許可をはじめとする処分の行為を第三者に与える指定管理者の選定に係る委員の委嘱については、教育委員会で審議していただく事項とさせていただいておりましたが、青少年問題協議会委員については、地方青少年問題協議会法の規定により市町村に設置される附属機関で、任命権が市長にあることから、事務委任の項目から除くものでございます。

以上、伊勢市教育委員会事務委任規則の一部改正についてご提案させていただきました。

何卒、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

ただ今、教育総務課から説明をいたしました。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

教育長

よろしいでしょうか。

委員

はい。

教育長

では、ご意見、ご質問なければ、採決を採ります。

議案第 15 号「伊勢市教育委員会事務委任規則の一部改正について」は、原案

どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことをごぞいます。よって、議案第 15 号「伊勢市教育委員会事務委任規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

続きまして「議案第 16 号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

13 ページをご覧ください。

これは、室長補佐の職制及び職務を規定するとともに、その他規定の整備を行うため、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

それでは、伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正についてご説明を申し上げます。

15 ページ新旧対照表をご覧ください。本改正につきましては、平成 29 年度から学校統合推進室を設置したところですが、組織、職制の部分の所要の整理と、文化振興課の部分で、これまで「芸術文化」となっていたものを、「文化芸術」と各種法令等の記載にあわせ、改めるものでございます。

以上、伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正についてご提案させていただきました。

何卒、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

ただ今、教育総務課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

教育長

よろしいでしょうか。

委員

はい。

教育長

ご意見。ご質問がなければ採決を採ります。

議案第 16 号「伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第 16 号「伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

続きまして「議案第 17 号 語学指導等を行う外国青年の勤務条件等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

大変申し訳ございません。

議案第 17 号につきましては、内容等について、再度精査が必要となりましたことから、今回は保留とさせていただき、再度検討させていただいた後、改めてご提案させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

教育長

委員のみなさん、よろしいでしょうか。

委員

はい。

教育長

それでは、次の議案に移ります。「議案第 18 号 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

21 ページをご覧ください。

これは、室長補佐についての規定を加えるとともに、その他規定の整備を行うため、訓令を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては教育総務課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

教育総務課長

それでは、伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてご説明を申し上げます。

23 ページ新旧対照表をご覧ください。本改正につきましては、学校統合推進室に、室長補佐を配置したことによる所要の整理と、課長等専決事項の部分で、職員の休暇の受理について、7日未満としていたところを、市長部局との整合性を図るため改めるものでございます。

以上、伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてご提案させていただきました。

何卒、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

教育長

ただ今、教育総務課から説明をいたしました。ご意見ご質問がありましたらお願いします。

教育長

よろしいでしょうか。

委員

はい。

教育長

ご意見、ご質問がなければ、採決を採ります。

議案第18号「伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

異議なしとのことでございます。よって、議案第18号「伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定をいたしました。

教育長

以上で本日の審査案件は終了いたしました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いいたします。

教育長

特にないようですので、これをもちまして教育委員会を閉会いたします。